

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 ゑふ性暴力被害者支援センター運営費（国費）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課家庭支援係

電話番号：058-272-1111（内2638）

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 18,594千円（前年度予算額：18,594千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	18,594	5,572	0	0	0	0	0	0	12,972
要求額	18,594	7,021	0	0	0	50	0	0	11,573
決定額	18,594	7,021	0	0	0	50	0	0	11,573

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

県内で認知されている性犯罪被害件数は令和元年末には55件と昨年（51件）から増加している。平成25年版犯罪白書の結果によると、性的事件について捜査機関に届けた件数は、被害発生件数のわずか18.5%とされており、暗数が相当数あることが窺える。

性暴力被害者がいつでも相談しやすい体制を整備するため、被害者支援の訓練を受けた相談員を配置した24時間・365日体制の専門相談窓口を設置し、できる限りワンストップで総合的な支援につなぐことにより、被害の潜在化を防止し、被害者の早期回復を図る。

（2）事業内容

性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援（医療、法律相談、心理カウンセリング等）を行う相談窓口を設置し、被害者の心身の負担の軽減と健康回復を図り、泣き寝入りしている被害者の潜在化を防止するもの。

24時間・365日の体制を整備するため、ぎふ性暴力被害者支援センターでの相談受付の他、夜間・休日等の相談を受け付ける。

(3) 県負担・補助率の考え方

センター委託料のみ

- ・医療費公費負担分 国 1 / 3、県 2 / 3 (基準額上限あり)
- ・その他経費 国 1 / 2、県 1 / 2 (基準額上限あり)

(4) 類似事業の有無

- ・犯罪被害者支援対策 (警察本部広報県民課)

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	36	連絡会報償費
旅費	141	連絡会議出席者費用弁償等
需用費	45	消耗品費、会議費 (茶代)
役務費	39	
使用料	7	会議室使用料
委託料	18,326	支援員等の人件費、診療等公費負担費 等
合計	18,594	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第2次犯罪被害者等基本計画 (内閣府) 閣議決定 (平成23年3月)
- ・犯罪被害者支援推進要綱の制定 (平成23年7月)
- ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針 (性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議) 決定 (令和2年6月11日)

(2) 国・他県の状況

平成30年度中に全都道府県に設置。

(3) 後年度の財政負担

性暴力被害者は、精神的なダメージが大きく、中長期的な支援が必要であることから、事業を継続する必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

第2次犯罪被害者等基本計画において、「各都道府県に少なくとも1か所設置されることが望ましい」と記載があることから、県が一義的に設置する義務があると考えられる。また、社会復帰に向けた中長期的な支援を行うため、女性相談や就業支援などを行う関係機関と緊密に連携できるよう、知事部局において設置・運営することとする。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（医療、法律相談、心理カウンセリング等）をできる限りワンストップで行う相談窓口を設置し、支援センターを中心として被害者の心身の負担を軽減と健康回復、被害の潜在化を防止する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
相談件数	100 (H27)	642 (H29)	1,047 (H30)	837 (R1)	1,100 (R3)	76.1%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
24時間・365日の体制を整え、相談を受け付けた。また、ぎふ性暴力被害者支援センターの支援員と連携を図った。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
電話対応相談員の資質向上を図るとともに、24時間・365日体制で相談を行うための体制として平成27年10月に相談窓口を開設した。令和元年度は837件の相談を受け付けたほか、35件の同行支援を実施した。
被害者が相談しやすい体制を整えたことで、今後は、被害の潜在化が図られることが期待できる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	県内には性暴力被害者を専門的に支援する相談窓口は設置されておらず、関連する相談窓口においても被害が発生しやすい夜間には相談窓口が開設されていなかったため。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成27年度に開設した窓口の広報周知を図ることで、被害の潜在化を防ぐ。また、開設後間もない窓口ではあるが、一定の相談が寄せられており、関係機関との連携も取れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	相談件数が少なくなる夜間等は、別途委託をすることで効率化を図る。

(今後の課題)

ぎふ性暴力被害者支援センターの支援員と相談対応の共通認識を持ち、相談を受け付けられるよう連携を図る。

(次年度の方向性)

性暴力被害者は、精神的なダメージが大きく、中長期的な支援が必要であることから、事業を継続する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	